

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.4
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 渡邊 剛
【住所又は本店所在地】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【報告義務発生日】	平成29年8月30日
【提出日】	平成29年9月6日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上減少したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	オンキヨー株式会社
証券コード	6628
上場・店頭の間	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（JASDAQ市場）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	エボリューション・テクノロジー・メディア・アンド・テレコミュニケーションズ・ファンド (Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島グランドケイマンKY1-9005、ジョージ・タウン、エルジン・アベニュー190、インタートラスト・コーポレート・サービス（ケイマン）リミテッド
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成27年10月21日
代表者氏名	リチャード・チゾム
代表者役職	取締役
事業内容	投資事業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 山本 真裕
電話番号	03-6888-1000

(2)【保有目的】

純投資

(3)【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	227,030		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A 6,570,500	-	H
新株予約権付社債券 (株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	O 6,797,530	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数 (総数) (O+P+Q-R-S)	T 6,797,530		
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U 6,570,500		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成29年8月30日現在)	V 90,043,195
上記提出者の株券等保有割合 (%) (T/ (U+V) ×100)	7.04
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	8.22

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成29年8月4日	株券 (普通株式)	1,000,000	1.04	市場外	取得	借株
平成29年8月17日	新株予約権証券	10,000,000	10.35	市場外	取得	0.2336 (第 三者割当に よる取得)

平成29年8月18日	株券（普通株式）	20,000	0.02	市場内	処分	
平成29年8月21日	株券（普通株式）	410,000	0.42	市場内	処分	
平成29年8月21日	新株予約権証券	500,000	0.52	市場外	処分	新株予約権の行使
平成29年8月21日	株券（普通株式）	500,000	0.52	市場外	取得	231(新株予約権の行使による取得)
平成29年8月22日	株券（普通株式）	570,000	0.59	市場内	処分	
平成29年8月23日	株券（普通株式）	500,000	0.52	市場内	処分	
平成29年8月23日	新株予約権証券	750,000	0.78	市場外	処分	新株予約権の行使
平成29年8月23日	株券（普通株式）	750,000	0.78	市場外	取得	215(新株予約権の行使による取得)
平成29年8月24日	株券（普通株式）	559,500	0.58	市場内	処分	
平成29年8月25日	株券（普通株式）	520,000	0.54	市場内	処分	
平成29年8月25日	新株予約権証券	809,500	0.84	市場外	処分	新株予約権の行使
平成29年8月25日	株券（普通株式）	809,500	0.84	市場外	取得	209(新株予約権の行使による取得)
平成29年8月28日	株券（普通株式）	483,000	0.50	市場内	処分	
平成29年8月28日	新株予約権証券	520,000	0.54	市場外	処分	新株予約権の行使
平成29年8月28日	株券（普通株式）	520,000	0.54	市場外	取得	208(新株予約権の行使による取得)
平成29年8月29日	株券（普通株式）	510,000	0.53	市場内	処分	
平成29年8月29日	新株予約権証券	100,000	0.10	市場外	処分	新株予約権の行使
平成29年8月29日	株券（普通株式）	100,000	0.10	市場外	取得	205(新株予約権の行使による取得)
平成29年8月30日	株券（普通株式）	630,000	0.65	市場内	処分	

平成29年8月30日	新株予約権証券	750,000	0.78	市場外	処分	新株予約権の行使
平成29年8月30日	株券（普通株式）	750,000	0.78	市場外	取得	200(新株予約権の行使による取得)

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

大船直人より借株4,000,000。

オーエス・ホールディング株式会社より借株5,000,000。

発行者と提出者は2017年8月17日付の新株予約権の第三者割当に関して、割当契約を締結した。同契約に基づき、提出者は、行使期間中、一定の条件が充足された場合に、新株予約権の全部を行使することを約束している（コミット条項）。また、同契約に定められた一定の条件が満たされた場合、上記のコミット条項は消滅する。また同契約では、暦月あたりの新株予約権行使数量が一定数を超えることとなる場合には発行者がその行使を制限することができる旨の規定、及び1日当たりの新株予約権行使数量を制限する旨の規定がある。

（７）【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	1,535
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	1,535

②【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

③【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地